

## 外部専門人材の登用について

変化の激しい時代に、時代の先を見据えた区政経営を行うため、以下のとおり、外部専門人材を登用してまいりますので報告いたします。

### 1 外部専門人材の概要

	杉並区協働推進アドバイザー	杉並区報道アドバイザー
目的	超高齢社会の到来など、社会の変化が激しい時代において、複雑かつ高度な地域課題を解決するため、多様な主体がつながる公民連携プラットフォーム構築などの新たな協働の仕組みづくりや公民連携の手法等に対する助言を求めため、登用する。	パブリシティが「区民に伝わる広報」を達成するための重要な手段であるとの認識のもと、外部メディアに対する情報提供や、報道された区政情報に対する対処等をよりの確に行うため、登用する。
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな協働の仕組みづくりに関する助言</li> <li>○公民連携の手法に関する助言</li> <li>○協働の取組に関する助言</li> <li>○その他、区の協働に関して区長が必要と認めること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パブリシティに関する助言</li> <li>○報道された区政情報に対する区の対処に関する助言</li> <li>○区政に関連する情報収集と分析</li> <li>○国・都など外部機関の情報収集と分析</li> <li>○その他、区の報道活動に関して区長が必要と認めること</li> </ul>
任用及び任期等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○杉並区非常勤職員規則第2条に基づき、特別職非常勤職員として任用する。</li> <li>○任期は1年とし、更新することを妨げない。</li> <li>○専門人材を柔軟に任用することができるよう、日額報酬を支給する。</li> </ul>	

### 2 今後のスケジュール（予定）

令和3年12月	杉並区報道アドバイザーに関する規則制定
12月以降	杉並区報道アドバイザーを委嘱
令和4年1月	杉並区協働推進アドバイザーに関する規則制定
2月	杉並区協働推進アドバイザーを委嘱